1.業務名

多賀町議会タブレット端末等賃貸借業務(長期継続契約)

2.調達目的

多賀町議会において、議会運営の効率化および活性化を図るために、議会関連資料等、必要な情報を電子データ化し、閲覧や情報伝達、スケジュール管理等をタブレット端末で行う仕組みを構築する。

本業務は、上記目的を達成するために、タブレット端末、データ通信回線およびサービスを調達するものである。

3.納入場所

多賀町議会事務局(滋賀県犬上郡多賀町多賀 324)

4.契約期間

(1)契約期間

契約日から令和13年2月15日まで

(2)賃貸借期間

令和8年2月16日から令和13年2月15日までの60ヵ月間

5.納品期限

令和8年2月13日

6.調達内容

(1)タブレット端末等

【タブレット端末(レンタル)機種および台数】

・Apple 社製 iPad (第11世代・セルラーモデル) 12台

【容量】 128GB以上

【色】同一色とする

【付属品(初回のみ)】

- ・充電ケーブル(USB-C、1m)
- ・充電アダプタ(USB-C、20W)

(2)データ通信回線の提供

- ① 回線契約については以下のとおりとする
 - i. 回線数は 12 回線とする
 - ii. 1回線当たりの通信量については 5GB/月以下の利用を目安とし、 今回調達する全 12回線でデータ量計 60GB/月を共有できるプランとすること。
 - iii. インターネット接続サービスを含むこと。

- ② データ通信およびその使用量管理については以下のとおりとする
 - i. LTE または 5 G で通信し、山間部等利用頻度の著しく少ないエリアを除く日本国内で安定的に利用できること
 - ii. 回線毎の使用データ量についてインターネットを介した管理画面で翌月 10 日以降に前月分が確認出来ること。
 - iii. WEB上で、回線毎の使用データ量を日単位、月単位で閲覧できること。
 - iv. 使用データ量及び請求金額は、CSV等の電子データとして抽出が可能であること。
 - v. 前月の回線別データ通信量を多賀町の担当者がインターネット上の管理画面で翌月 10 日以降 に確認出来るようにすること。

(3)セキュリティ機能の提供

調達するタブレット端末及びデータ通信回線によるインターネット利用時に以下のセキュリティ機能を提供すること。

- ・有害サイトへの接続ブロック等のフィルタリング機能を提供すること。
- ・Web サイト接続をカテゴリもしくは URL ごとに制限が可能であること。制限の設定については、管理画面から 一括設定が可能であること。
- ・Web サイトへの接続が HTTPS による暗号化された通信および接続であっても、上記のフィルタリング機能が有効に作用すること。

(4)MDM 機能の提供

以下の仕様を満たす MDM(モバイル端末管理サービス)を提供すること。

- ・盗難・紛失時等に管理者が WEB ブラウザを用いて MDM の管理画面から遠隔で端末のロック、ロック解除、 初期化を行えること。ただし、端末が電源断状態または通信圏外の場合はこの限りではない。
- ・アプリケーションの管理・配信及びデバイス機能制限、ブラウザ利用制限等が行えること。
- ・タブレット端末の SIM が未挿入の状態、または、異なる SIM が挿入された状態を検知し、管理者に通知する機能を有すること。ただし、端末が電源断状態または通信圏外の場合はこの限りではない。
- ・これらの操作説明について管理者用説明会を実施すること。
- ・Return to Service 機能が使用できること。

(5)グループウェアシステムの提供

以下の仕様を満たすグループウェアシステムを提供すること。

- ・クラウド型のサービスであること。
- ・システムが Windows、Android 及び iOS の各 OS に対応していること。
- ・チャットをグループごとに使用できること。
- ・チャットをグループごとに、公開、非公開の設定や公開先の設定ができること。
- ・チャットを送信した者から、未読者が誰であるかを特定できること。
- ・ドキュメント共有機能を備え、文書、画像、動画データなどを登録し、メンバー間で共有できること。
- ・個人、グループごとにスケジュールを作成できること。
- ・1スケジュールごとに、作成者が公開、非公開の設定や公開先の設定ができること。

(6)タブレット端末導入業務の提供

① 物品納品日

以下の利用開始日以前に物品の納品を完了すること

・データ通信回線:令和8年2月16日

・タブレット端末 : 令和8年2月13日

ただし、世界的な半導体供給不足及び、メーカーからの供給等を原因とした端末の納期遅延又はその懸念等がある場合は、多賀町と別途協議の上、決定すること。

② 導入業務の内容

- i. ABM の開設についてサポートをすること
- ii. ABM と MDM の連携をサポートすること
- iii. 多賀町が準備する以下のアプリケーションを、全端末(または指定する端末)にインストールすること。ただしログイン確認は不要とする
 - (ア) 議会タブレットシステム: SideBooks クラウド本棚(東京インタープレイ株式会社)
 - (イ) Microsoft365 (Teams を含む)
- iv. 全てのタブレット端末について、プリインストールされているアプリケーションや機能について、有効・無効の設定を実施すること。なお、有効・無効の設定パターンは最大2パターンとする。

③ 成果物

- ・下記の資料を作成し、電子データで納入すること。納入に関しては電子メールでの納入を可とする。
 - (i) タブレット端末設定手順書
 - (ii) タブレット端末基本操作資料(ユーザ向け): 既製品可
 - (iii) タブレット端末故障時/紛失時の対応手順書(ユーザ向け)
 - (IV) キッティング設定シート
 - (V) ABM サポートマニュアル

(7)端末補償サービスの提供

タブレット端末について、故障・紛失・盗難時に同等のタブレット端末を提供する補償サービスを提供すること

- ① 内容
 - ・サービス利用については多賀町の担当者が専用インターネットサイトより依頼できること。
 - ・依頼後 10 営業日以内(ただし、別途再キッティング契約を結ぶ場合はその取り決めに従うこととする)に指定住所へ提供すること。
 - ・求償回数は、故障・紛失共に無制限とすること。
 - ・SIM 再発行費用・免責金額については、端末補償サービスの定めに従い多賀町にて負担する。
- ② 補償対象

補償対象の機器は、以下の通りとする。

・タブレット端末本体

(8)アフターサポートの提供

端末導入後、端末操作などのサポート体制を設け、対応を実施すること。

① サポート対象機器

- ・タブレット端末本体
- ② サポートに関する問合せ時間
 - ·平日日勤時間帯〔10:00~17:00、土·日·祝·年末年始(12月29日~1月3日)を除く〕
- ③ サポート内容
 - ・営業担当者による端末の操作・設定等

7.受託者の条件

- (1)移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者、またはそのグループ会社であること。
- (2)受託者またはそのグループ会社でそれらいずれかの法人営業拠点が滋賀県内にあること。
- (3)災害時、災害復旧にあたる等迅速な復旧体制がとれること。
- (4)本業務全般に関する担当者を設置すること。また、担当者が変更となった場合、速やかに連絡すること。

8.納入場所

下記に定める住所に納品すること。

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町多賀 324 番地 多賀町議会事務局

9.その他

- (1) 電波調査と電波改善に関する通常対応に係る費用については、基本的に受託者負担とする。その結果多賀町の施設内に電波改善機器を設置する場合、電気代に関しては多賀町負担とし、機器設置工事および機器使用に関しての料金については別途協議とする。
- (2)契約及び支払行為は受託者及び受託者のグループ会社との間で直接行うこととする。
- (3) タブレット端末および構成品において検査合格までに契約不適合があった場合、速やかに追完すること。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た情報について、発注者の許可なく外部に提供してはならない。
- (5) その他、本仕様書に記載のない事項については協議の上で定めるものとする。
- (6) 見積書は 合計(税抜)=月額(税抜) × 12 台 ×60ヶ月 等をできる限り詳細に記載すること。
 - ・電話リレーサービス料、ユニバーサルサービス料は、通信費の基本料金に含むこと。
 - ・社会情勢の変化などによるサービス等の変更については通信費の基本料金を除き適宜協議することとする。

(7) 支払方法

- ・タブレット端末等の賃貸借料および通信料金は月額で支払うものとし、全回線分を一括請求(回線毎の明細を添付)すること
- ・タブレット端末等の初期設定、グループウェアシステムおよび MDM の構築、説明会に係る費用は案件ごとに 請求することとし、導入確認後に支払うものとする。
- ・グループウェアシステムおよびセキュリティに関する利用料(初期設定料を除く)は、月額払い・年額払い、いずれも可とする。
- ・賃貸借期間後は、タブレット端末一式を受注者に返却するものとし、受注者は、必要に応じて現地にてデータ消去の協力をするものとする。
- ・この什様に定めない事項については、発注者・受注者双方の協議の上、決定することとする。